



パートタイマーに対する社会保険の適用拡大について

平成 28 年 10 月から、短時間労働者（パートタイマー）に対する健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。今号では、事業主様や人事労務ご担当者の方に関係の深いポイントに絞ってお届けします。

1 パートタイマーの社会保険加入基準

曖昧な部分があった従来の取扱い

社会保険加入の対象となるのは、「健康保険・厚生年金保険に加入している事業所に常時使用される 75 歳未満の方（厚生年金保険は 70 歳未満）」です。

※日雇いの方、2ヶ月以内の期間限定で使用される方等は対象外です。

パートタイマーであっても常時使用される場合は、社会保険加入の対象となります。この、常時使用されるという要件を満たしているかどうかの従来の判断基準は、「1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数がフルタイム労働者（正社員）のおおむね4分の3以上であること（ただし、この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常時使用されると認められる場合は対象となる）」でした。

パートタイマーの社会保険加入基準が明確化されます

10月1日からは、「1週の所定労働時間および1月の所定労働日数がフルタイム労働者（正社員）の4分の3以上であること」と変更されます。

「1日の所定労働時間」が判断対象から除外されるとともに、「おおむね」という文言が削除され、基準が法律上明確化されます。また、判断基準そのものを明確化・客観化するため、「就業規則や雇用契約等で定められた所定労働時間および所定労働日数に則した判断を行うこと」とされています。

社会保険適用拡大の対象となるパートタイマーとは？

10月1日以降は、上記の「4分の3基準」を満たさない場合であっても、次の①から⑤までの5つの要件をすべて満たすパートタイマーについては、新たに社会保険加入の対象となります。

- ① 1 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 月額賃金が 88,000 円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時 500 人を超える社会保険被保険者を使用す



る企業（特定適用事業所）に勤めていること

2 厚生年金保険の標準報酬月額の下限が引き下げられます

③の要件が新設されたことに伴い、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が次のとおり変更されます。こちらは、**パートタイマーだけでなく、すべての厚生年金被保険者が対象**となります。

■ 9 月分（10 月納付分）まで [変更前]

1 等級 98,000 円（報酬月額 101,000 円未満）



■ 10 月分（11 月納付分）以降【変更後】

1 等級 88,000 円（報酬月額 93,000 円未満）

2 等級 98,000 円（報酬月額 93,000 円以上 101,000 円未満）

その影響は？

今回の改正により、現在 1 等級の方の報酬月額によっては、10 月以降は改定後の新 1 等級に引き下げられ、厚生年金保険料が減額となることが考えられます。新 1 等級に該当する被保険者がいる事業主に対しては、10 月後半頃に管轄の年金事務所から「標準報酬改定通知書」が送付されるため、事業主からの届出は不要です。

尚、新 1 等級に引き下げられた方の給与から控除する保険料額については、充分ご注意ください。

3 特定適用事業所とは

⑤の特定適用事業所とは、「同一事業主（法人番号が同一）が使用する社会保険被保険者の総数が、1年で6ヶ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所」をいいます。特定適用事業所に該当する事業所に対しては、10月頃に「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。特定適用事業所においては、適用拡大の実施に伴い、新たに社会保険加入の対象となるパートタイマーの被保険者資格取得届を提出する必要があります。

4 助成金があります

パートタイマーの所定労働時間を週 25 時間未満から週 30 時間以上に延長し、社会保険を適用した事業主に対し、対象者 1 人あたり 20 万円（大企業は 15 万円）が助成されるキャリアアップ助成金があります。

今号の内容について、ご質問・ご相談等ございましたら、朝日社会保険労務士事務所までお気軽にご連絡ください。

（文責：特定社会保険労務士 田口千恵）